

「はこだて市民健幸大学」の開催に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、はこだて健幸プロジェクト活用ガイドラインに規定する事業パートナーの活用項目のうち、市民が楽しみながら健康に関する知識を習得する場として、事業パートナー主催健康づくりイベント「はこだて市民健幸大学」の開催に必要な事務手続きや、開催基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、はこだて健幸プロジェクト活用ガイドラインの例によるものとする。

(申請)

第3条 事業パートナーは、「はこだて市民健幸大学」の開催を希望する場合、「はこだて市民健幸大学」開催申請書（別記第1号様式）により申し出ることができる。

(審査)

第4条 代表は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る内容が、次条の開催基準に適合するかどうかを審査のうえ、速やかに活用承認の可否を決定するものとする。

(開催基準)

第5条 本事業の開催基準は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容が、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

ア はこだて健幸プロジェクトの目的に沿った、楽しみながら健康づくりに取り組める内容とし、事業のテーマについては、次のいずれかに該当すること。

(ア) 栄養・食生活

(イ) 身体活動・運動

(ウ) 飲酒

(エ) 喫煙

(オ) 歯・口腔の健康

(カ) 休養

(キ) 糖尿病・高血圧対策

(ク) 腎疾患対策

(ケ) がん対策

(コ) 生活機能の維持・向上

(サ) 各号に掲げるもののほか本市の健康増進の推進に寄与すると認められるテーマ

- イ 保健衛生および災害防止について必要な措置が講じられていること。
 - ウ 主催団体が明確で事業遂行能力があると判断されるものであること。
 - エ 事業計画や資金計画が明確で実施可能であると判断されるものであること。
 - オ 入場料, 参加料その他名称の如何に関わらず, 主催団体以外の者から費用を徴収する事業であるときは, 徴収する金額および目的が適正かつ明確であること。
- (2) 上記の規定にかかわらず, 次のいずれかに該当する事業は開催を承認しない。
- ア 政治的活動, 宗教的活動を目的とする事業
 - イ 会員制など団体の会員になることが前提の事業や団体会員の誘致を伴う事業
 - ウ 対象者が特定の者に限定される事業
 - エ 市外で行われる事業
 - オ 主たる目的が特定の商品・サービス等の商業宣伝, 物販・募金を行うことにある事業
 - カ 代表の改善指示に対する措置がとられていない事業
- (3) 開催方法等
- ア 集合型またはオンライン (Web) による開催とする。
 - イ 開催形式 (講演会型, 体験型や展示型など) は問わない。
 - ウ 開催日時および回数については問わない。
 - エ 参加対象者は函館市民 (勤務先や通学先が函館市内も含む) とする。
 - オ 開催に係る費用は事業パートナーの負担とする。
 - カ 参加料については, 原則無料とするが, 実費相当分の徴収が必要となる場合は, 任意の様式による収支予算書を提出しなければならない。

(通知)

第6条 代表は, 活用承認をすることと決定したときは, 「はこだて市民健幸大学」開催承認決定通知書 (別記第2号様式) により通知する。

2 代表は, 承認をしないことと決定したときは, 「はこだて市民健幸大学」開催不承認通知書 (別記第3号様式) により通知する。

(開催支援)

第7条 代表は, 事業パートナーの求めに応じ, 次に掲げる開催支援をすることができる。

(1) 周知・広報

「はこだて健幸アプリ～H a k o b i t～」および, Webページ「はこだて健康ナビ」, SNS等による周知・広報。ただし, 主催の事業パートナーによる周知・広報は妨げない。

(2) 「はこだて健幸アプリ～H a k o b i t～」との連携

イベント参加により150ポイント付与されるミッションの設定。

(3) 開催費用の助成

はこだて健幸プロジェクト活用ガイドライン第3条第1号に該当する函館市の内部組織を除く事業パートナーについては、当該事業の開催に要する経費について、1回の開催につき上限3万円の開催費用助成。ただし、以下の各号に該当する経費は助成対象外とする。

ア 主催企業・団体の運営経費

イ 食糧費および交際費に相当する経費（ただし、事業の教材として用いる食材費等は除く）

ウ その他助成することが適当でないと認められる経費

(開催内容の変更)

第8条 事業パートナーは、開催内容に変更があるときは、「はこだて市民健幸大学」開催内容変更届出書（別記第4号様式）により代表に届け出なければならない。

(開催の中止)

第9条 事業パートナーは、開催の中止をするときは、「はこだて市民健幸大学」開催中止届出書（別記第5号様式）により代表に届け出なければならない。

(開催承認の取消し)

第10条 代表は、事業パートナーが第5条に定める開催基準を満たさないことが判明した場合、承認を取消し、「はこだて市民健幸大学」開催承認取消通知書（別記第6号様式）により通知する。

(開催報告)

第11条 事業パートナーは、開催後、「はこだて市民健幸大学」開催報告書（別記第7号様式）により速やかに代表に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 任意の様式による収支決算書（主催団体以外の者から費用を徴収する事業であるとき）
- (2) 助成対象経費に係る支出を確認することのできる書類またはその写し（第7条第3号に定める開催費用の助成を受けるとき）

(助成金の受領)

第12条 事業パートナーは、現金により第7条第3号に定める開催費用の助成を受けたときは、「はこだて市民健幸大学」助成金受領書（別記第8号様式）を提出しなければならない。

2 事業パートナーは、助成金の受領後に第10条に定める承認取消しとなった場合、代表

に助成金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。